

## 福島・荒田目条里遺跡 あつため

- 1 所在地 福島県いわき市平菅波<sup>すまな</sup>字礼堂
- 2 調査期間 一九九三年(平5) 四月～七月
- 3 発掘機関 (財)いわき市教育文化事業団
- 4 調査担当者 吉田生哉・矢島敬之
- 5 遺跡の種類 河川跡・祭祀跡
- 6 遺跡の年代 五世紀中葉～一七世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(平)

荒田目条里遺跡は、平市街地の東方約四km、夏井川下流の右岸に位置する。太平洋の海岸線より西へ約三kmのところであり、陸奥国

磐城郡磐城郷に属する地域である。磐城郡衙に比定される根岸遺跡は、荒田目条里遺跡の南東方向約一・五kmの所に位置する。また、北西方向約三〇〇mの位置には、延喜式内社の大国魂神社が所在し、「大同元」銘の付札木簡と緑釉陶器が

多量に出土した小茶田遺跡(本誌第一四・一五号)は、本遺跡の北側に隣接する。今回の調査地点は、常磐バイパス施設工事に伴って発掘調査が行なわれ、付札木簡や多量の木製品・土製品の祭祀遺物を検出した古代河川跡(本誌第二三号)の西側隣接地帯であり、河川跡の上流部にあたる。この地域には、海退過程に形成された浜堤が数列確認されており、現在の海岸線が形成されたのは、今から約一八〇年前とされている。遺跡は第一浜堤(最内陸部)の東側裾部に立地し、低湿地との境に位置する。現況は、畑地と水田で、標高は四・〇m前後を測る。

今回の調査は、工場造成に伴う発掘調査である。調査面積は、東西約六〇m、南北約三〇mにわたる一八〇〇m<sup>2</sup>である。

調査の結果、古墳時代前期の竪穴住居跡一棟、古代河川を含む溝跡八条、古代～近世の土坑等一八基が検出されている。

遺物の出土量は、整理用コンテナ約二〇〇箱である。出土遺物の九九%は、五世紀中葉から一〇世紀後葉に比定される河川跡からの出土である。この河川跡は、調査範囲の北側部には東西に走るかたちで確認された。幅は、北側の岸が調査範囲内では確認されていないが、一〇m以上にわたる可能性がある。深さは、確認面より二・五m～一・〇mである。遺物の内訳は、墨書土器一八〇点を含む土師器・須恵器が大半を占め、このほか剣形・鏡形の滑石製模造品・碧玉製管玉、手捏土器・土玉・土馬・舟形・異形の土製品、紡

・ 鍾車・手斧・鉈・刀子・鋸・やすり・馬具などの金属製品、木簡、  
 絵馬、人形・馬形・刀形・弓形・矢形・舟形、陰物・陽物、椀・  
 皿・蓋・鉢・折敷・曲物・杵・砧・鋏・笊・刀子柄・手斧柄・下  
 駄・櫛などの木製品、馬骨・ヒョウタン・クルミ・モモ・ウメ・シ  
 ウビ・ヒシなどの自然遺体である。

遺跡の性格を示す遺物には、木簡や絵馬を含む多量の木製品のほ  
 かに、人面墨書土器や墨書土器・刻書土器がある。人面墨書土器は、  
 口径一四・三cm、底径八・〇cm、高さ八・三cmの手捏による鉢で、  
 体部に髭面の顔と墨書が見られる。墨書土器や刻書土器の中で判読  
 できるものに「磐城□／磐城郷／丈部手子磨／『召代』」（人面墨書  
 土器）「多臣永野磨身代」 「正八」 「赤井」 「田島」 「山寺」 「柏井」  
 「大舎」 「子成」 「子」 「東」 「中」 「田」 「田」 などがある。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・ 郡符、里刀自、手古丸、黒成、宮沢、安継家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、圓隠、百濟部於用丸  
 、真人丸、奥丸、福丸、蕪日丸、勝野、勝宗、貞継、浄人部於日丸、浄野、舎人丸、佐里丸、浄継、子浄継、丸子部福継、不<sub>レ</sub>足小家  
 、壬部福成女、於保五百継、子槐本家、太青女、真名足、不<sub>レ</sub>子於足、合卅四人  
 右田人為以今月三日上面職田令殖可<sub>レ</sub> 発如件

大領於保臣 奉宣別為如任件<sub>〔宣カ〕</sub>  
 以五月一日

592×45×6 011

- (2) ・ 「郡符 立屋津長伴マ福磨 可<sub>レ</sub>□召

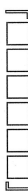
右為客料充遣召如件長宜承×



(230)×42×3 019\*

- (3) ・ 「返抄檢納公廩米陸升<sub>正料四升</sub>調度<sub>二</sub>升卅七石六斗<sub>□□□□</sub>」

右件米檢納如件仍返抄



仁寿三年十月□日米長<sub>〔丈部カ〕</sub>□□□□

(273)×35×10 033

- (4) ・ □□□請給□□

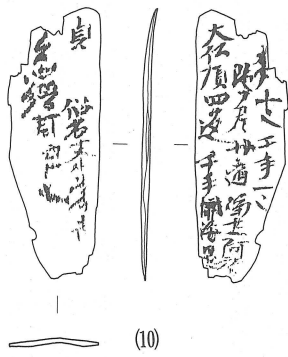


(131)×26×6 081

- (5) ・ 「謹言上請□并矢十五□



(219)×37×8 019



(10)



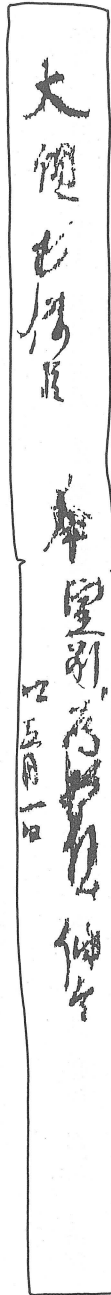
(3)



(2) 表



(18)



(1)



- (6)
  - 置替馬
  - 赤毛牝馬 歳四 六
  - 真斗 立

(148) × 35 × 3 081
- (7)
  - 五疋令肋

(93) × 15 × 6 019
- (8)
  - 立申

(266) × 40 × 5 019
- (9)
  - 文部得足
  - 文部庭足
  - 文部子
  - 部虫万呂
  - 文部

(164) × 35 × 3 019
- (10)
  - 千手一
  - 陀尼并遍 浄土阿弥 ×
  - 大仏頂四返 千手懺海是過
  - 貞 俗名文部
  - 総力百カ
  - 経

(125) × 42 × 2 081
- (11)
  - 道正税
  - 繼友カ
  - 五斗
  - 最力子カ
  - 七
  - 千万九斗
  - 高木一斛
  - 理古僧子
  - 五月十
  - 白稻五斗
  - 女和早四斗
  - 鬼
  - 五月十七日

(157) × 21 × 4 059

203 × 17 × 5 033

(155) × 27 × 3 065

182 × 22 × 4 033

(96) × 16 × 3 039

(62) × 15 × 5 019

(196) × 23 × 3 051

197 × 24 × 4 033

(87) × 25 × 3 039

- (20) ・「<sup>〔有カ〕</sup>□<sup>〔料カ〕</sup>安追□」  
 ・「<sup>〔有カ〕</sup>□<sup>〔料カ〕</sup>十月」  
 177×22×5 033
- (21) ・〈地蔵子一斛 〉  
 ・〈五月廿三日門戸介 〉  
 (109)×22×3 033
- (22) ・○□□□子一□<sup>〔石カ〕</sup> 〕  
 ・○□□□□□日記 〕  
 (113)×23×4 019
- (23) □正観□□□  
 (105)×(13)×3 081
- (24) 「我 吾  
 (176)×23×7 019
- (25) 是是是  
 (71)×31×4 081
- (26) 下□丁□□  
 (175)×15×5 081
- (27) ・「□櫃 〕  
 ・「□□□□□ 〕  
 146×30×4 011
- (28) ・「□東舎 〕 (高倉付皿)  
 武隆 116×口径168×高さ28 061

木簡は、前述の河川跡から三三点出土している。このほか、木簡状木製品が五点ある。

(1)は、完形の郡符木簡である。短冊型であるが、刃物により二分割し、その一方をさらにへし折った後、廃棄したものである。内容は、郡司が「里刀自」に五月三日に郡司の職田の田植えのために、三六人の農民の召喚を命じたものである。三六人の名が記され、そのうち三四人の名の右肩に合点「、」また「足小家」および「子於足」の左肩に「不」が記載される。したがって、「合卅四人」は、召喚当日の出欠を確認した後の記載と考えておきたい。裏面は、三行構成と判断され、施行文言と、大領の位置部分に「於保臣」とウジ名のみ記し、最終行に「五月一日」と記す。(2)は、下端が折損しているが、短冊型になると思われる木簡。郡司から「立屋津」の長である「伴マ福麿」に宛てた郡符木簡で、人の召喚を命じたものである。墨痕はきわめて鮮明で、材質はモミ属である。(3)は、長方形の材の一端に左右から切込みを入れ、頭部の角を落して荷札状としているが、公廩米の返抄木簡で、裏面には、「仁寿三年十月□日」(八五三年)の年紀が見られる。材質はモミ属。(4)の表一行目の「二」と「一」の下の文字は「遍」の意であろうか。(5)は、付札木簡である。左辺上方にある四つの切り込みと量目「四斗」とを対応するとみなすならば、中国で存在が確認されているいわゆる「刻齒木簡」に類する我が国の用例の可能性を想定しうるかもしれない。

材質はカヤである。(28)の一字目は○印の中に記号を書いたものであろうか。

このほか、文書木簡が(4)から(9)の六点、貢進物付札が(11)から(17)・(19)から(22)までの二一点、写経と思われる(23)や定規(24)・習書(25)などが三点、内容不明八点などがある。いずれの木簡も遺跡の隆盛期である九世紀半ばから一〇世紀代の資料と考えられる。

なお、釈読や内容等については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

## 9 関係文献

(財)いわき市教育文化事業団『荒田目条里遺跡 木簡は語る』(一九九五年)

(吉田生哉)